

21農振第1286号
平成21年9月29日

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会長 殿

農林水産省農村振興局農地資源課長

農地・水・環境保全向上対策に係る事務処理等の適正化の徹底について

農地・水・環境保全向上対策（以下「本対策」という。）における共同活動支援交付金等の管理及び使用については、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知）及び農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号農林水産省生産局長及び農村振興局長通知。以下「要領」という。）のほか、関係法令等を遵守して行うよう、地域協議会及び同協議会を通じて活動組織に対し、指導をお願いしているところである。

しかしながら、今般、活動組織の一部の役員が、本対策の対象外と考えていた用水路の整備に充てるため、農業用用水路補修に係る工事費や、農道の補修に係る経費（日当）について活動参加者数を水増しし、別途口座を設けてプールするという不正事案が発覚したところである。

本事案は、当該活動組織の規約に定められている会議（要領の参考様式第5号の農地・水・環境保全向上対策に係る活動組織規約の第5条に規定する会議。以下同じ。）を平成21年3月に開催した際に、構成員から活動参加者数が疑わしいなどの指摘を受け、明らかになったものであるが、そもそも平成19年度の決算について、20年度当初までに監査を行わず、かつ会議に諮らないといった問題があったものである。

また、事案発覚後、地域協議会をはじめとする関係機関が関係者に対する調査、関係書類等の確認を行った結果、当該活動組織の役員が、本来であれば本対策の対象になりうる農業用用水路について対象にならないと思い込み、協定の対象にしていなかった（活動計画書の農業用施設に未計上だった）ことが判明したが、このことも本事案が発生した要因と考えられる。

については、活動組織に対し、当該事案の周知を図り、より一層の適正かつ的確な監査の実施を徹底するとともに、下記について指導をお願いする。

記

1. 毎年度、活動組織の決算については、会議に諮った上で地域協議会に報告するなど、適正に実施するよう活動組織に再度徹底すること。
2. 本対策の保全対象とする農業用施設が適切に協定に位置付けられているか、活動組織に再度確認させること。